

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

平成30年 3月 5日

全国健康保険協会広島支部

支部長 神田 和幸

1. 調達内容

(1) 調達件名

全国健康保険協会広島支部で使用する返信用封筒の作成

(2) 調達案件の仕様、数量

詳細は仕様書による。

(3) 契約期間

平成30年4月2日～平成31年3月31日

(4) 履行期限

仕様書のとおり

(5) 納品場所

全国健康保険協会広島支部

(6) 見積競争方法

契約は単価契約とする。(見積書には合計金額及び各単価を記載すること)

見積金額は契約希望単価に年間発注数量及び臨時発注数量を乗じた金額の合計額とする。

なお、各単価には納品場所への納品を行うための一切の諸経費を含めるものとする。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

なお、見積書に記載された金額をもって落札判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額(税抜額)を見積書に記載すること。

(7) 競争参加資格

①全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条の規定に該当しない者であること。

②平成28、29、30年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)「物品の製造」においてB、C又はDの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

2. 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び問い合わせ先

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2階

全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ 担当 森山・堀田

電話(代表) 082-568-1011

(2) 見積書提出期限

日時 平成30年3月16日(金) 午前10時

郵送の場合も上記日時までに必着とする。

3. その他

- (1) 数量については予定であり、増減する可能性があるものとする。
- (2) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会広島支部宛に提出すること。ただし、代理として支店長が当該氏名を記載し、支店長印を押印した見積書でも有効とする。記載漏れ、押印漏れ及び判読できないものは無効とする。(見積書は任意の様式で可)
- (3) 見積及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 提出後の見積書の差し替え、変更または取り消しをすることはできない。
- (5) 見積書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 一旦受領した書類は返却しない。
- (7) 本公告に示した競争資格の無い者の提出した見積書、見積者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他条件に違反した見積書は無効とする。
- (8) 契約保証金
免除
- (9) 請書作成の要否
要
- (10) 同額の最低価格を提出した者が2名以上あった場合は、当支部が指定する日時・場所において当該見積参加者によるくじ引きにより業者を決定する。ただし、当該見積参加者が直接くじを引くことができない場合は、これに代わって見積もり事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (11) 見積競争の結果、契約の相手方に決定した者には、平成30年3月19日(月)午後3時までに電話で連絡することとする。

全国健康保険協会会計細則

(競争に参加させることができない者)

第25条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

(競争に参加させないことができる者)

第26条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。